



2026年5月20日

各 位

会 社 名 アルピコホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 裕一
(コード番号：297A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常務取締役 伊藤 篤
(TEL. 0263-26-7100)

役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日（2026年5月20日）開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入を決議し、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給及び本制度に関する議案を2026年6月24日開催予定の第18期定時株主総会（以下、「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 役員退職慰労金制度の廃止について

1. 廃止の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、取締役及び監査役を対象とした役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

2. 廃止日

上記の本制度に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件として、本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。

3. 廃止に伴う打ち切り支給

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する予定の取締役及び監査役につきましては、役員退職慰労金制度の対象となる在任期間に対応する退職慰労金を各取締役及び各監査役の退任時に打ち切り支給することといたします。取締役及び監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、本株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、当社所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

II. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対して支給される報酬

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額 70 百万円以内といたします。

(2) 対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される株式の種類は、当社における標準となる普通株式とし、その総数は年 280,000 株以内といたします。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せず当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式 1 株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式 1 株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ①一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分を禁止する。
- ②一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得する。
- ③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

III. 本制度の導入の条件

本制度の導入に当たり、原則として毎事業年度、対象取締役に対して、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを

条件といたします。具体的には、当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月26日開催の第11期定時株主総会において、年額3億円以内とご承認いただいておりますが、本制度を新たに導入し、当該報酬枠とは別枠として、本制度に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は年額70百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年280,000株以内と設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

IV. 当社及び当社子会社の執行役員への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員、当社子会社の取締役及び執行役員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てする予定です。

以 上